

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第892号

2017年(平成29年)11月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2017年(平成29年)10月23日付けで諮問(第892号)された生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 包括的な取扱いについては、「3 審議会の判断理由」の(2)に述べるところによる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

三島市長から、地方税法第20条の11の規定に基づき、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。地方税法第20条の11の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、三島市長に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

氏名、住所、前住所、生年月日、性別及び保護受給の有無

イ 目的外に提供する相手方

三島市長

ウ 目的外提供の根拠規定

地方税法第20条の11

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、地方税法第20条の11に基づくものである。

地方税法第20条の11は「徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した三島市長によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、税事務の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(1) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について三島市長に問い合わせたところ、「市税等滞納整理業務を進める中で、生活保護を受給しているか否かの情報、開始年月日、廃止の場合は廃止年月日を把握することによって、生活状況を明らかにし、執行停止、減免をするか否かを判断する材料となり、適正かつ円滑な業務遂行に必要である」とのことであった。詳しい税目については個人情報なので、回答出来ないとのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。なお、個人情報を目的外に提供する場合には、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しており、本人通知を行うものとする。

(3) 包括承認について

今後、地方税法第20条の11に基づき目的外提供を求められた際、その公共性を考慮し、情報の取扱いに十分留意した上で、生活保護受給状況について審議会への諮問の手続を個々に経ることなく回答することができる包括的な取扱いを、併せて諮問するものである。

生活保護受給状況を回答する場合の本人通知については原則行うものとし、職務の遂行に支障が生じる旨の要請が照会元からある場合であって生活援護課長が認めたときに限り、今後審議会への諮問の手続を個々に経ることなく省略することができる包括的な取扱いを、併せて諮問するものである。

(4) 提出書類

ア 実態調査について（照会）

イ 実態調査について（回答）（案）

ウ 公共機関等からの照会に対する生活保護受給者情報の取扱いに関するガイドライン（案）

エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した三島市長によって行われたものであり、本件照会の具体的必要性については、「市税等滞納整理業務を進める中で、生活保護を受給しているか否かの情報、開始年月日、廃止の場合は廃止年月日を把握することによって、生活状況を明らかにし、執行停止、減免をするか否かを判断する材料となり、適正かつ円滑な業務遂行に必要である」とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについての包括的な取扱いについて

実施機関では、地方税法第20条の11に基づき公共機関等からの照会書により目的外提供を求められた際、その公共性を考慮し、情報の取扱いに十分留意した上で、生活保護受給状況について審議会への諮問の手続を個々に経ることなく回答することができる包括的な取扱いをしたいとのことである。

また、生活保護受給状況を回答する場合の本人通知については原則行うものとし、職務の遂行に支障が生じる旨の要請が照会元からある場合であって生活援護課長が認めたときに限り、今後審議会への諮問の手続を個々に経ることなく省略することができる包括的な取扱いをしたいとのことである。

以上のことから、照会の公共性を考慮し、公共機関等からの照会に対する生活保護受給者情報の取扱いに関するガイドラインに基づき、情報の取扱いに十分配慮した上で目的外に提供する必要性については認められるが、本人通知については原則行うこととし、本人通知を省略しようとする場合には諮問することを条件とする。

以 上